

（１）第１号訪問事業・訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】 ※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス Ⅰ	週1回程度の 訪問型サービス	11,760円／月	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス Ⅱ	週2回程度の 訪問型サービス	23,490円／月	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス Ⅲ	週2回を超える 訪問型サービス	37,270円／月	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算	介護予防訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者の共同による介護予防訪問介護計画を作成した場合	加算（Ⅰ）		
		1,000円	100円	200円
		加算（Ⅱ）		
		2,000円	200円	400円
訪問型サービス 処遇改善加算Ⅳ	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行うなどの要件を満たす場合	基本利用料の14.5%		

（２）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
訪問予定日の前日	キャンセル料は不要です。
訪問予定日の当日	1回あたり500円